

住民監査請求監査

(地方自治法第242条)

(平成23年10月)

東大阪市監査委員

東大阪監第 1153 号

平成 23 年 10 月 24 日

株式会社オオエックス

代表取締役 大 江 純 正 様

東大阪市監査委員 岩 崎 久 市

同 中 西 昇

住民監査請求に係る監査結果について（通知）

平成 23 年 8 月 31 日付で受理しました住民監査請求（受付第 906 号）に係る
監査結果について地方自治法第 242 条第 4 項の規定により別紙のとおり通知し
ます。

第1 監査の請求

1 請求人

株式会社オオエックス

上記代表者代表取締役 大江純正

2 請求書の提出

平成 23 年 8 月 25 日

3 請求の要旨

請求人より提出された請求の要旨（原文）は、次のとおりである。

■■■■■ほか別紙「不法占拠者」目録記載の建物所有者らは、不法占拠者の所有する別紙物件目録 1 ~ 記載の土地と請求人の所有する別紙物件目録 2 記載の土地との間に、別紙図面 Y8・Y5・Y4・Y3・Y2・Y1・Y12・Y11・Y10・Y9・Y8 を順次直線で結んだ線に囲まれた幅 1.82mの広さの「水路敷」（以下「本件水路敷」という。）が存在するにも拘わらず、「水路敷」が暗渠になったことや、市民が日常的に水路敷内に立ち入ったり、通行しないことを奇貨として、別紙物件目録ア ~ 記載の建物に隣接して板塀（トタン貼）などを設置し、不法占拠を続けている。

請求人は、不法占拠者が本件水路敷に板塀などを設置して不法占拠していることから、敷地内に設置した「会所」「排水管」の管理のほか、緊急時の避難通路、延焼防止のための空地などとして「水路敷」を活用する利便を失われていることから、数年前より、不法占拠者に対し不法占拠物の撤去を要請し、仮に完全な撤去が困難であるとすれば、請求人と不法占拠者が本件水路の真中までそれぞれ払い下げを受けるなどして、不法占拠の状態を解消するように勧誘しているが、不法占拠者らは、別紙物件目録 1 ~ 記載の土地と本件水路敷の境界は別紙図面 Y12・Y11・Y10・Y9・Y8 を順次直線で結んだ線よりもさらに 1m東側であるとか、本件水路敷は、すでに公用廃止されたうえ 30 年以上も占有していることから時効取得したなどと主張し、頑なに占有を継続しようとしている。

しかしながら、東大阪市が保管している官民境界明示指令書その他の関係資料によれば、不法占拠者の所有する別紙物件目録 1 ~ 記載の土地と本件水路敷との境界線は、別紙図面 Y5・Y4・Y3・Y2・Y1 を順次直線で結んだ線であり、不法占拠者らの境界線の主張には理由がない。

また、東大阪市が、これまでに本件水路敷を公用廃止した事実もなく、不

法占拠者らの時効取得の主張にも理由がない。

ところで、「東大阪市法定外公共物管理条例」(平成14年12月26日東大阪市条例第37号)(以下「管理条例」という。)は、それまで国(土木事務所)が管理・運営していた「里道」や「水路敷」などのいわゆる法定外公共物について、「法定外公共物の適正利用」や「公共の福祉」の視点から、その健全な管理・運営が東大阪市長の責務であることを明らかにした。(同条例第1条)管理条例の趣旨に照らせば、不法占拠者が本件水路敷の上に板塀を設置し、あたかも別紙物件目録ア～記載の建物の裏庭の如くに使用している事実は、不法占拠以外の何物でもない。

さらに、申請人が大阪地方裁判所・第24民事部E係に提訴し、審理が継続している境界確定等請求事件〔平成22年(ワ)第13590号〕の裁判のなかで、不法占拠者が、本件水路敷はすでに公用廃止されたうえ、30年以上も占有していることから時効取得したなどと主張し、頑なに占有を継続しようとしていることに対し、東大阪市は、被告の一員として訴訟に関わっているにも拘わらず、進んで不法占拠状態を解消するべく、不法占拠者である被告に対し、本件水路敷の不法占拠物の収去と本件水路敷の明け渡しを求める手続を執ろうとしない。

以上の経過から、申請人は東大阪市監査委員に対し、東大阪市長が、本件水路敷の不法占拠の事実を認識しているほか、不法占拠者らが本件水路敷はすでに公用廃止されたうえ、30年以上も占有していることから時効取得したなどと主張し、頑なに占有を継続しようとしている事実を認識しながら、進んで不法占拠状態を解消するべく、不法占拠者に対し、本件水路敷の不法占拠物の収去と本件水路敷の明け渡しを求める手続を執らないことは、不法占拠者の不法占拠を黙認することと等しく、公共物の適正な管理を怠る行為に当たると言わざるを得ない。

よって、監査委員は、東大阪市長に対し、次のとおり、勧告するよう求める。

記

東大阪市長は、不法占拠者に対し、本件水路敷の適正な管理・運営を回復するべく、板塀その他の不法占拠物の撤去と本件水路敷の明け渡しを請求す

るために必要な「不法占拠物収去・本件水路敷明渡請求の法的手続」を提訴すること。

以上のとおり、地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、下記の「事実証明書」その他の関係資料を添付のうえ、必要な措置を請求する。

添 付 資 料

- | | | |
|----|----------|-------------------------|
| 1 | 甲第 1 号証 | 事実証明書 |
| 2 | 甲第 2 号証 | 境界確定図（請求人作成） |
| 3 | 甲第 3 号証 | 官民境界明示書（八土明 46 第 636 号） |
| 4 | 甲第 4 号証 | 官民境界明示書（八土明 53 第 420 号） |
| 5 | 甲第 5 号証 | 地積測量図 |
| 6 | 甲第 6 号証 | 現況写真 |
| 7 | 甲第 7 号証 | 訴状 |
| 8 | 甲第 8 号証 | ■■■■ほか準備書面（1） |
| 9 | 甲第 9 号証 | 被告東大阪市準備書面（1） |
| 10 | 甲第 10 号証 | ■■■■ほか準備書面（2） |
| 11 | 甲第 11 号証 | 被告東大阪市準備書面（2） |
| 12 | 甲第 12 号証 | ■■■■ほか準備書面（3） |
| 13 | 甲第 13 号証 | ■■■■陳述書 |
| 14 | 商業登記簿謄本 | |
| 15 | 委任状 | |

不法占拠者目録 (略)

物件目録 1 (略)

物件目録 2 (略)

物件目録 ア (略)

第 2 請求の受理

本件請求は、所定の要件を具備しているものと認め、平成 23 年 9 月 8 日付でこれを受理した。

第3 監査の実施

本件請求について、地方自治法（以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

請求人より提出された請求の要旨には「不法占拠者に対し、本件水路敷の不法占拠物の収去と本件水路敷の明け渡しを求める手続を執らないことは、不法占拠者の不法占拠を黙認することと等しく、公共物の適正な管理を怠る行為に当たると言わざるを得ない。」との主張があった。このことから、「財産の管理を怠る事実の有無について」を監査対象とした。

2 監査対象部局

建設局土木部（以下「土木部」という。）

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、本件請求人に対して平成23年9月16日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、新たな証拠の提出はなかったものの、株式会社オオエックス代理人弁護士小田耕平氏及び同社取締役大江秀雄氏により陳述が行われた。

4 関係人に対する事情聴取

平成23年9月16日に土木部より事情聴取を行った。

第4 監査の結果

1 事実確認

措置請求に基づき、監査対象部局より関係資料の提出を受けるとともに、本件に関する事情聴取及び現地調査により次のことを確認した。

(1) 法定外公共物の譲与について

土木部より「平成12年4月1日に施行された「地方分権一括法」に基づき、東大阪市（以下「市」という。）は国から法定外公共物である里道敷及び水路敷（以下「水路敷等」という。）の譲与を受けた。西地区は平成15

年 4 月 1 日付、中地区・東地区は平成 16 年 4 月 1 日付、山間部は平成 17 年 3 月 31 日付で譲与を受けたものであり、延べ路線数は 9,699 路線、総延長は約 545km である。」との説明を受けた。

請求人が主張する水路敷等（「別紙図面 Y8・Y5・Y4・Y3・Y2・Y1・Y12・Y11・Y10・Y9・Y8」を順次直線で結んだ線に囲まれた幅 1.82m の広さの水路敷等）は、平成 16 年 4 月 1 日付国有財産譲与契約により国から譲与を受けた法定外公共物のうちの 2 件であることを確認した。国有財産譲与契約書添付の国有財産一覧（国有財産特別措置法第 5 条第 1 項第 5 号）9 ページには水路敷等は、以下の 、 のとおり記載されていた。

特定番号（02-13.W0130）所在地 東大阪市中鴻池町一丁目 530-1 地先～529-1 地先 財産の種類 道路

特定番号（02-13.R0131）所在地 東大阪市中鴻池町一丁目 536-1 地先～536-15 地先 財産の種類 道路

また、添付図面（特定図面番号 02-13）には、水路敷等の場所が W0130 と R0131 の 2 線の赤線で表示されていることを確認した。

なお、水路敷等の現地確認を平成 23 年 9 月 12 日に行い、株式会社オオエックスの事業場と ████████ 氏ら 6 名が所有する建物との間に通路状の空地（南の端はブロック塀があり、行き止まりとなっていた。）があることを確認したが、水路敷等の境界は不明であった。

（2）法定外公共物の管理等について

土木部より「法定外公共物の管理業務は、官民境界の確定、占用使用の許可、占用料の徴収、公用廃止及び不法占拠物件の撤去指導等と多様である。延べ路線数や総延長が膨大であり、そのうち官民境界が確定し、現地でその位置を特定できる路線は限られており、機能のない路線が数多く存在するため、管理業務は非常に困難を伴っている。法定外公共物の現状を把握するため、平成 21 年度に調査委託を行い、各路線の状況等についての基礎資料を作成し、平成 22 年度から各路線の詳細調査を実施している。この調査をもとに、路線ごとに不法占拠物件の有無や道路としての利用、不要である部分の払い下げなどの詳細検討を行い、不法占拠の指導、公用廃止及び所管換え等を実施していきたい。」との説明を受けた。

（3）水路敷等に係る近隣住民等との対応について

土木部より「平成 21 年 4 月に株式会社オオエックスの大江氏より、同社

西側の水路敷等が建物等により不法占拠されているので、撤去指導して欲しいとの趣旨の依頼があった。その後、現地の状況や建物等の所有者を確認した上で、相手方に対して電話及び現地で面談して撤去指導を行ったところ、相手方より「長期において使用しており、市の指導は受け入れがたい。」との回答があり、市は継続的に対応していく必要があると認識している。現在、境界確定等の提訴がされていることから、裁判所の判断が示されるまで以後の対応を猶予している状況である。」との説明を受けた。

(4) 水路敷等の境界確定明示の経過について

土木部から提出を受けた「境界明示関係書」により、国から市に水路敷等が譲与されるまでの管理者である大阪府八尾土木事務所が、里道敷西側に隣接する民有地の所有者との間で、官民境界査定として、昭和 37 年 4 月に官民境界明示書（以下「明示書」という。）八土明 37 第 3 号（再交付 昭和 53 年 9 月、明示書 八土明 53 第 420 号）の図面上に赤線表示をして境界明示を行っていることを確認した。

また、水路敷については、八尾土木事務所が水路敷東側に隣接する民有地の所有者との間で、官民境界査定として、昭和 47 年 3 月に明示書 八土明 46 第 636 号で、また昭和 54 年 3 月に明示書 八土明 53 第 865 号で同様に境界明示を行っていることを確認した。

このことに関して、土木部より「図面上では官民間の境界は確認しているものの、確定時期が古いこともあり、正確な境界確定線の復元は困難な状況である。さらに、平成 18 年 9 月に株式会社オオエックスより境界明示申請があり、境界確定を再度行うために、株式会社オオエックスが水路敷等と隣接する民有地の所有者と協議したが、同意は得られずその確定には至っていない。市・民・民の 3 者間の同意が得られない以上、境界の確定には裁判による判決が必要である。」との説明を受けた。

(5) 境界確定等訴訟の経過について

土木部より「現在、大阪地方裁判所で境界確定等訴訟が行われている。平成 22 年 9 月 22 日に株式会社オオエックスより訴状の提出があり、平成 22 年 11 月 15 日に第 1 回口頭弁論が開かれ、以後 7 回の口頭弁論が行われた。次回は、平成 23 年 11 月 21 日に第 9 回の口頭弁論が予定されている。」との説明を受けた。

現段階では訴訟が結審しておらず、境界の確定に関しては裁判所の判断

が示されていないことを確認した。

2 判断

請求人は「不法占拠者に対し、水路敷等の不法占拠物の収去と水路敷等の明け渡しを求める手続を執らないことは、不法占拠者の不法占拠を黙認することと等しく、公共物の適正な管理を怠る行為に当たると言わざるを得ない。」と主張している。

以下、「財産の管理を怠る事実の有無について」を判断する。

財産の管理を怠る事実とは、市有財産の適正な管理を行わないことを指し、住民監査請求の対象となるのは、それが違法または不当であると客観的に判断される場合をいう。違法又は不当に財産の管理を怠るとは、法第 138 条の 2 に規定された、普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を怠っていると判断される場合をいう。

土地の境界確定は、市・民・民の 3 者間の同意をもって決定するのが原則であり、3 者が同意する意思がなければ成立しない。本件においては、水路敷等の所有者である市と水路敷等に隣接した民有地の所有者の同意はなされておらず、境界は確定していない。

本件水路敷等の境界確定に関しては、請求人より大阪地方裁判所に境界確定等請求事件（平成 22 年（ワ）第 13590 号）が提訴され係争中であり、現段階では市の水路敷等が不法占拠されているとまではいえない。

平成 21 年 4 月に、請求人の関係者より市に対し不法占拠物件の撤去指導の依頼があった際、土木部は、現地の状況、建物等の所有者を確認のうえ、相手方に対して電話及び現地で面談して撤去指導を行っており、今後の判決を待ち対応する方針である。

従って、市が「財産の管理を怠っている。」とは判断できない。

3 結論

上記の判断から、請求人の主張には理由がないので請求を棄却する。

